

文政八年

就切支丹御改印形帳

酉
二月
上富安村

就切支丹宗門御改一札之事

一私并女房弟妹共代々淨土宗門^三而親祖父之代与茂切支丹宗門^二少之内茂罷不成先年御改之通相違無御座候若偽於申而八切切丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

文政八年酉二月

次助印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私共代々淨土宗門^三而親祖父之代与茂切支丹宗門^二少之内茂罷不成先年御改之通相違無御座候若偽於申而八切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

文政八年酉二月

善兵衛

後家印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并母妹共代々淨土宗門^三而親祖父之代与茂切支丹宗門^二少之内茂罷不成先年御改之通相違無御座候若偽於申而八切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

文政八年酉二月

孫市印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并女房悴男女共代々淨土宗門^三而親祖父之代与茂切支丹宗門^二少之内茂罷不成先年御改之通相違無御座候若偽於申而八切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

文政八年酉二月

文右衛門印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札事

一私共弟妹共代々淨土宗^二而親祖父之代
与茂切支丹宗門^三少之内茂罷不成先年
御改之通相違無御座候若偽於申而^八切
支丹しうめんと日本之神可蒙御罰者也

文政八年

酉 二月

松之助 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并女房悴男女共代々淨土宗門^二而親祖父
之代与茂切支丹宗門^三少之内茂罷不成先年
御改之通相違無御座候若偽於申而^八切支丹
しうめんと日本之神蒙可御罰者也

文政八年

酉 二月

次兵衛 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并女房悴男女共代々淨土宗門^二而親祖
父之代与茂切支丹宗門^三少之内茂罷不成
先年御改之通相違無御座候若偽於申而^八
切支丹しうめんと日本之神可蒙御罰者
也

文政八年

酉 二月

善四郎 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并女房悴男女共代々淨土宗門^二而親祖
父之代与茂切支丹宗門^三少之内茂罷不成
先年御改之通相違無御座候若偽於申而^八
切支丹しうめんと日本神可蒙御罰者也

文政八年

酉 二月

磯右子門 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并女房悴男女共代々淨土宗門^三而親祖父之代与茂切支丹宗門^三少之内茂不罷成先年御改之通相違無御座候若偽於申而^八切支丹しゆうめんと日本神可蒙御罰者也

文政八年

酉 二月

平三郎 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并女房悴男女共代々淨土宗門^三而親祖父之代与茂切支丹宗門^三少之内茂罷不成先年御改之通相違無御座候若偽於申而^八切支丹しゆうめんと日本之神御罰可蒙者也

文政八年

酉 二月

林 藏 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并女房悴男女共代々淨土宗門^三而親祖父之代与茂切支丹宗門^三少之内茂不罷成先年御改之通相違無御座候若偽於申而^八切支丹しゆうめんと日本神可蒙御罰者也

文政八年

酉 二月

徳兵衛 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并母共代々淨土宗門^三而親祖父之代与茂切支丹宗門^三少之内茂不罷成先年御改之通相違無御座候若偽於申而^八切支丹しゆうめんと日本神可蒙御罰者也

文政八年

酉 二月

半兵衛 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私併悻男女代々淨土宗^二而親祖父之代
与茂切支丹宗門^三少之内茂不罷成先年御
改之通相違無御座候若偽於申而^八切支丹
しゆうめんと日本神可蒙御罰者也

文政八年

酉 二月

伝兵衛

後 家 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私共人数三人親祖父之代与切支丹宗門^二
少之内茂不罷成先年御改之通相違無御座
候若偽於申^八切支丹しゆう免と日本之神可
蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村

藤 六 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私併女房悻男女共代々淨土宗門^二而親祖
父之代与茂切支丹宗門^三少之内茂不罷成
先年御改之通相違無御座候若偽於申而^八
切支丹しゆうめんと日本之神可蒙御罰者
也

文政八年

酉 二月

久右子門 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并妻子共人数六人親祖父之代与切支丹
宗門^二少之内茂不罷成先年御改之通相違
無御座候若偽於申^八切支丹しゆう免と日本
之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村

覺兵衛 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗門御改一札之事

一私并妻子共人数四人親祖父之代与切支丹宗門^二少之内茂不罷成先年御改之通相違無御座候若偽於申^ハ切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村
文右工門 印

中村善次兵衛殿

就切支丹 御改一札之事

一私并妻子共人数三人親祖父之代与切支丹宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽於申^ハ切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

下富安村 忍た
甚 藏 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗門御改一札之事

一私并妻子共人数三人親祖父之与切支丹宗門^二少之内茂不罷成御改之通相違無御座候若偽於申^ハ切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村
善 助 印

中村善次兵衛殿

就切支丹 御改一札之事

一私并妻共人数三人親祖父之代与切支丹宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽於申^ハ切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村 忍た
清二郎 印

中村善次兵衛様

就切支丹 御改一札之事

一私并妻母共人数三人親祖父之代与切支丹宗門_二少之内茂不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽於申_ハ切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村 急た

次兵衛 印

中村善次兵衛様

就切支丹 御改一札之事

一私并妻共人数二人親祖父之代与切支丹宗門_二少之内茂不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽於申_ハ切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村 急た

□ □ □

中村善次兵衛様

就切支丹 御改一札之事

一私言人親祖父之代与切支丹宗門_二少之内茂不罷成候御改之通相違無御座候若偽於申_ハ切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村 急た

甚右子門 印

中村善次兵衛様

就切支丹 御改一札之事

一私并悴共人数五人親祖父之代与切支丹宗門_二少之内茂不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽於申_ハ切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村 急た

伝 助 印

中村善次兵衛様

就切支丹 御改一札之事

一私并妻子共人数五人親祖父之代与切支丹
宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相
違無御座候若偽於申^ハ切支丹しゆうめ
んと日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村 忽た

元 七 印

中村善次兵衛様

就切支丹御改一札之事

一私并妻共人数二人親祖父之代与切支丹宗
門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相違
無御座候若偽於申^ハ切支丹しゆうめんと日
本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村 忽た

善三藏 印

中村善次兵衛様

就切支丹御改一札之事

一私并妻共人数二人親祖父之代与切支丹
宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相
違無御座候若偽申^ハ切支丹しゆうめんと
日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村 忽た

宇 平 印

中村善次兵衛様

就切支丹御改一札之事

一私并貳人親祖父之代与切支丹宗門^二少之
内茂不罷成候先年御改之通相違無御座
候若偽於申者切支丹しゆうめんと日本
之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 忽た

甚太郎 印

中村善次兵衛様

就切支丹御改一札之事

一私并妻子共人数四人親祖父之代与切支丹
宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相
違無御座候若偽於申者切支丹しゅうめん
と日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 急た
嘉 助 印

中村善次兵衛様

就切支丹御改一札之事

一私共人数三人親祖父之代与切支丹宗門^二
少之内茂不罷成候先年御改之通相違無御
座候若偽於申者切支丹しゅうめんと日本
之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 伴助倅
重次郎助 印

中村善次兵衛殿

就切支丹御改一札之事

一私并妻子共人数三人親祖父之代与切支丹
宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相
違無御座候若偽於申者切支丹しゅうめん
と日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 急た
忠右衛門 印

中村善次兵衛様

就切支丹御改一札之事

一私并妻子共人数五人親祖父之代与切支丹
宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相
違無御座候若偽於申者切支丹しゅうめん
と日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村
勘四郎 印

中村善次兵衛殿

就切支丹宗御改一札之事

一私并倅共人数四人親祖父之代与切支丹宗^二少之内も不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽於申切支丹しゅうめん^一と日本之神可御罰蒙者也

酉 二月

同 村 急た
藤 六 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗御改一札之事

一私并妻子共人数七人親祖父之代与切支丹宗門^二少之内も不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽於申者切支丹しゅうめん^一と日本之神可御罰蒙者也

酉 二月

同 村 急た
藤 藏 印

中村善次兵衛様

前半分汚損不明

切支丹しゅうめんと日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 急た
善 助 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗御改一札之事

一私并妻子共人数六人親祖父之代与切支丹宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽於申者切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 急た
助右衛門 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗御改一札之事

一私并妻子供人数三人親祖父之代与切支丹宗門^二少之内も不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽於申者切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰者也

酉ノ二月

同 村 急た

甚 吉 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗御改一札之事

一私妻共二人親祖父之代与切支丹宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽申於者切支丹しゅうめんと日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 急た

新 助 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗御改一札之事

一私并妻子共人数三人親祖父之代与切支丹宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通相違無御座候若偽於申者切支丹しゅうめんと日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 急た

栄次郎 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗御改一札之事

一私并妻子共人数七人親祖父之代与切支丹宗門^二少之内も不罷成候先年御改通相違無御座候若偽於申者切支丹しゅうめんと日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 急た

善 平 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗御改一札之事

一私并妻子共人数六人親祖父之与切支丹
宗門^二少之内も不罷成候先年御改之通
相違無御座候若偽於申者切支丹しゅう
めんと日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 彥た

善右衛門 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗御改一札之事

一私共人数七人親祖父之代与切支丹宗門^二
少之内茂不罷成候先年御改之通相違無御
御座候若偽於申者切支丹しゅうめんと日
本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 彥た

源 七 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗御改一札之事

一私并妻子共人数六人親祖父代与切支丹
宗門^二少之内茂不罷成候先年御改之通
相違無御座候若偽於申者切支丹しゅう
めんと日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 彥た

與 八 印

中村善次兵衛様

就切支丹宗御改一札之事

一私并妻子共人数七人親祖父之代与切支丹
宗門^二少之内も不罷成候先年御改之通相
違無御座候若偽於申者切支丹しゅうめん
と日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 彥た

茂 助 印

中村善次兵衛様

就切支丹御改一札之事

一私共人数六人親祖父之代与切支丹宗門
少之内茂不罷成候先年御改之通相違無
御座候若偽於申者切支丹しゅうめんと
日本之神可御罰蒙者也

酉ノ二月

同 村 忍た

新 藏 印

中村善次兵衛様

一 上富安村住人

善兵衛 後家
〆 吉人

右者代々淨土宗而爲則当寺檀那事偽
無御座候於若シ切支丹と〆訴人有之
者拙僧罷出急度〆〆仕候仍而爲後日
一札如件

小松原村

法林寺 印

文政八乙酉二月

中村善次兵衛殿

あとがき

本文の原本は御坊市島の木下敬一郎の所蔵するところである。木下氏は先年自宅の襖を張りかえた際、その下張の中に多数の切支丹改めの文章あるを発見し、取出し保存しておいたのである。

下張の中には表紙であつたとみられる「文政八年 就切支丹御改印形帳 酉二月 上富安村」と記した一枚があつた。これによつて、これは上富安村の宗門改帳であると考えられる。また他に下富安村の文も第五頁以下に出てくるが、この表紙は失なわれていたので 便宜上同冊にしておいた。なお下富安村の改帳の宛名が殿でなく様となつている点など、何か意味がありそう 気がする。最後の法林寺文章も宗門改帳ではないが、やはり切支丹関係の文章なのでつけ加 えておいた。

昭和四十四年九月二日

清水 長一郎

『就切支丹御改印形帳』の写本を終わつて

今回の宗門改帳はあとがきにある様に、御坊市島善明寺の襖の裏張りから見つかった様である。父の書き残した原本は、父の字で謄写版印刷され二十四頁である。さほど珍しさや価値がないのか『御坊市史』には採用されていないので写本活字化した。

平成十六 二〇〇四年十一月二十二日

清水 章博